

東京農工大学動物実験等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(前文)</p> <p>大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。</p> <p>本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という)。「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という)、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)」(以下「基本方針」という)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。</p> <p>本則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(組織)</p>	<p>(前文)</p> <p>大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。</p> <p><u>この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という)。「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という)、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)」(以下「基本方針」という)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。</u></p> <p>本則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。</u></p> <p>(組織)</p>	

<p>第4条 <u>国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則第8条の規程に基づき、国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)</u>の下に<u>動物実験小委員会(以下「小委員会」という。)</u>を置く。</p> <p>(小委員会の役割)</p> <p>第5条 小委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、<u>倫理委員会に報告するとともに、必要に応じて学長に報告又は助言する。</u></p> <p>(1) <u>動物実験計画の承認に関すること</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(動物実験計画の立案、審査、手続き)</p> <p>第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、<u>別に定める動物実験計画書を学長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 <u>小委員会は、学長に動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、小委員会で審議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。</u></p>	<p>第4条 学長は、<u>動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して、報告又は助言を行う組織として国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則第8条の規程に基づき、国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)</u>の下に<u>動物実験小委員会(以下「委員会」という。)</u>を置く。</p> <p>(委員会の役割)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、<u>学長に報告するとともに、必要に応じて学長に助言する。</u></p> <p>(1) <u>動物実験計画が指針等及びこの規程に適合していることの審議並びに承認に関すること</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(動物実験計画の立案、審査、手続き)</p> <p>第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書を学長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>動物実験責任者は、動物実験計画を変更又は追加する場合は、動物実験計画変更・追加承認申請書を学長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>学長は動物実験責任者から動物実験計画書又は動物実験計画変更・追加申請書の提出を受けた場合は、委員会に審査を付議するものとする。</u></p>	
---	--	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>4 委員会は、第3項に規定する審査を付議された場合は、当該動物実験計画又は動物実験計画変更・追加申請書が法、基本指針、飼養保管基準、関連法令等及びこの規程に定める要件を満たしているか否かについて審議し、その結果を学長に報告するものとする。</p> <p>5 委員会は、審議の過程において、必要に応じて、動物実験責任者に対し助言を与え、又は申請内容を修正させる等の措置を講ずることができるものとする。</p> <p>6 学長は、第4項の報告を受けた場合は、第1項又は第2項の申請について承認するか否かを決定し、委員会に通知するものとする。</p> <p>7 委員会は、前項に規定する通知を受けた場合は、速やかに当該結果を動物実験責任者に通知するものとする。</p>	
<p>3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。</p> <p>(実験の実施及び報告)</p> <p>第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、本規程に定めるところによるもののほか、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動</p>	<p>8 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。なお、承認を受けた場合については、動物実験計画の有効期間は当該年度とし、複数年にわたる動物実験計画については、毎年度、継続の申請をすること。</p> <p>(実験の実施及び報告)</p> <p>第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、この規程に定めるところによるもののほか、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(削る)</p>	

物実験等に関する基本指針に基づき、適切に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

- 3 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、別に定める様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

(飼養保管施設の設置)

第8条 (略)

- 2 小委員会は、申請された飼養保管施設の承認について審議し、学長に報告するものとする。

3 (略)

(飼養保管施設の要件)

第9条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものでなければならない。

(1) 適切な温度及び飼養条件等を保つことができる構造であること

(2)～(6) (略)

(実験室の設置)

第10条 (略)

- 2 小委員会は、申請された実験室の承認について審議し、学長に報告するものとする。

3 (略)

(実験動物の導入)

第16条 (略)

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な安全確保等を行わなければならない。

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後又は中止した場合、別に定める様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について当該年度末までに学長に報告しなければならない。

(飼養保管施設の設置)

第8条 (略)

- 2 委員会は、申請された飼養保管施設を調査の上、承認について審議し、学長に報告するものとする。

3 (略)

(飼養保管施設の要件)

第9条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものでなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等の飼養条件を保つことができる構造であること

(2)～(6) (略)

(実験室の設置)

第10条 (略)

- 2 委員会は、申請された実験室の承認について審議し、学長に報告するものとする。

3 (略)

(実験動物の導入)

第16条 (略)

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

<p>3 (略)</p> <p>(記録の保存及び報告)</p> <p>第20条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、<u>適切な期間</u>保存しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、<u>小委員会</u>が実施する次に掲げる事項に関して、別に定める教育訓練を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>小委員会</u>は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。</p> <p>(自己点検・評価・検証)</p> <p>第26条 <u>小委員会</u>は、動物実験等の基本指針への適合性などに照らし、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>小委員会</u>は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(担当事務)</p> <p>第28条 <u>小委員会</u>に関する事務は、研究支援課の協力を得て府中地区事務部総務室が行う。</p> <p>2 担当事務は、<u>小委員会</u>開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。</p> <p>(適用除外)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(記録の保存及び報告)</p> <p>第20条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、<u>3年間</u>保存しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、<u>委員会</u>が実施する次に掲げる事項に関して、別に定める教育訓練を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>委員会</u>は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。</p> <p>(自己点検・評価・検証)</p> <p>第26条 <u>委員会</u>は、動物実験等の基本指針への適合性などに照らし、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(担当事務)</p> <p>第28条 <u>委員会</u>に関する事務は、研究支援課の協力を得て府中地区事務部総務室が行う。</p> <p>2 担当事務は、<u>委員会</u>開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。</p> <p>(適用除外)</p>	
--	--	--

<p>第30条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る)の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、<u>本規程</u>を適用しない。</p>	<p>第30条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る)の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、<u>この規程</u>を適用しない。</p>	
--	---	--

附 則(令和2年4月20日教規程第24号)
この規程は、令和2年4月20日から施行する。